

別冊



Kyoto Junior High School Physical Culture Association

令和5年度

「京都府中学校総合体育大会における
引率者・監督細則」

京都府中学校体育連盟

「京都府中学校総合体育大会引率・監督細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

1 引率者としての外部指導者の規定

- (1) 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う）がなされていること。
- (2) 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- (3) 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- (4) この規定以外のことは、各専門部の規定及び大会要項の通りとする。

2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。

- (1) 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長は、様式2、3により手続きを行ったうえで、府専門部に様式1をもって報告する。
- (2) 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長と専門部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
 - ・ その際、様式4、5、6、7により手続きを行ったうえで、専門部に様式1をもって報告する。

3 生徒の大会出場に関わる全責任は法令に基づき校長が負う。

4 引率上の留意点及び大会会場における留意点

- (1) 引率上の留意点等
 - (a) 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - (b) 引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、引率者として外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
 - (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
 - (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
- (2) 大会会場における留意点等
引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。
 - (a) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。

- (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- (c) 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。
- (d) ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。

5 他校教員による引率については、1（1）、5（1）を適用しない。

6 平成15年5月20日より実施する。

平成26年5月2日一部改訂

令和4年5月2日一部改訂（主旨文言）

令和5年5月2日一部改訂（名称・主旨・全項目文言修正）

「京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則について」(解説)

京都府中学校体育連盟

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

- ・該当生徒について、大会に参加することで教育的効果があること。
- ・教員による引率が原則であり、安易に特例を認めていることではないこと。

1 引率者としての外部指導者（以下引率外部指導者とする）の規定

- (1) 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う）がなされていること。
- (2) 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- (3) 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- (4) この規定以外のことは、各専門部の規定及び大会要項の通りとする。

- ・校長は、事前に引率外部指導者と十分に協議し、留意事項等の徹底を図ること。
- ・手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う。
- ・大会申込時に、その契約書の写しを添付すること。
- ・大会申込書は、各専門部が定める様式を使用する。
- ・不適格者として判断した場合は、文書でも出場校長あてに通知する。

2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。

- (1) 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
 - ・出場校の校長は、様式2、3により手続きを行ったうえで、府専門部に様式1をもって報告する。
- (2) 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
 - ・出場校の校長と専門部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
 - ・その際、様式4、5、6、7により手続きを行ったうえで、専門部に様式1をもって報告する。

- ・手続きは、様式4、5、6、7及び様式1をもって行う。
- ・大会申込時に承諾書(様式6)の写しを添付すること。

3 生徒の大会出場に関わる全責任は法令に基づき校長が負う。

- ・引率外部指導者に故意・過失がある場合、引率外部指導者は法的責任を免れない。

5 引率上の留意点及び大会会場における留意点

- (1) 学校に該当の部が設置されていない場合、参加生徒は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付対象とならない**場合もある**ので、任意の保険に加入することが望ましい。

- ・部が設置されていないということは、外部指導者が存在しないという独立行政法人日本スポーツ振興センターの判断となる。ただし、学校管理下として認めている場合はこの限りではない。

(a) 引率にあたっては、公共の交通機関を利用すること。

- ・保護者による引率においても、公共の交通機関を利用すること。

(b) 引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に参加する。加入手続きは、引率者として外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。

- ・部が設置されていないということは、外部指導者が存在しないという独立行政法人日本スポーツ振興センターの判断となる。ただし、学校管理下として認めている場合はこの限りではない。

(c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。

- ・引率外部指導者の傷害保険・旅費等の経費は、原則として自己負担とするが、事前に協議し共通理解を図っておくこと。
- ・大会参加の心得、服装・持ち物等の約束ごと、交通機関利用時のマナー等、各校で事前指導している内容を確認し、引率外部指導者が適切に指導できるようにしておくこと。

(d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。

- ・競技会場の使用上の注意を守ること。
- ・ゴミの持ち帰りは徹底すること。

(e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。

- ・大会結果と貴校報告を速やかに出場学校長に報告すること。
- ・事故やトラブル等が起こった際にも連消すること。

5 他校教員による引率については、1（1）、5（1）を適用しない。

- ・教員が引率すれば独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付対象となる。

7 本特例は、平成 15 年 5 月 20 日より実施する。（平成 26 年 5 月 2 日一部改訂）
（令和 4 年 5 月 2 日一部改訂）
（令和 5 年度 5 月 2 日一部改訂）

- ・状況に応じて改訂する場合がある。
- ・本細則を改訂する場合は、理事・専門委員長会議で協議し、理事会での議決をもって行う。

(様式1) 出場学校長 → 専門部

中発第 号
令和 年 月 日

京都府中学校体育連盟
専門部
部長 様

中学校

校長

印

京都府中学校総合体育大会引率者・監督報告書

標記大会に本校生徒が出場するにあたり、下記のとおり引率・監督を依頼しましたので、報告します。

記

監督者名 ※監督を依頼する場合に記入	(校長・教員・外部指導者)		
監督所属校 ※他校の校長・教員に依頼する場合に記入			
監督者住所 ※他校の校長・教員・引率外部指導者に監督依頼する場合に記入 ※他校の校長・教員の場合は、監督所属校所在地を記入	〒 TEL :		
参加生徒名		参加種目	
引率者名			
引率者住所	TEL :		

※監督承諾書写し(様式6) 別添

(様式2) 出場学校長 → 引率者としての外部指導者

中発第 号
令和 年 月 日

様

中学校

校長

印

京都府中学校総合体育大会引率外部指導者依頼書

標記大会に本校生徒が出場するにあたり、下記のとおり監督として御依頼申し上げますので、御承諾いただきますようお願いします。

記

期 日	令和 年 月 日		
会 場		参 加 種 目	
参加生徒名			
引率上の留意点			
そ の 他			

(様式3) 引率者としての外部指導者 → 出場学校長

中学校
校長 様

京都府中学校総合体育大会引率承諾書

令和 年 月 日付け、 中発第 号により依頼のありました京都府
中学校総合体育大会引率外部指導者依頼の件につき承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

TEL : () -

氏 名 _____ 印

(様式4) 出場校長 → 監督依頼する学校長

中発第 号
令和 年 月 日

中学校
様

中学校

校長

印

京都府中学校総合体育大会監督依頼書

標記大会に本校生徒が出場するにあたり、下記のとおり貴校を監督として御依頼申し上げます。

記

期 日	令和 年 月 日		
参加生徒名		参 加 種 目	
引率者名			
引率者住所	〒 TEL :		

(様式5) 出場学校長 → 監督を依頼する本人

中発第 号
令和 年 月 日

様

中学校

校長

印

京都府中学校総合体育大会監督依頼書

標記大会に本校生徒が出場するにあたり、下記のとおり、監督として御依頼申し上げます。御了承いただきますようお願いいたします。

記

期 日	令和 年 月 日		
会 場		参 加 種 目	
参加生徒名			
引率者名			

(様式6) 監督依頼を受けた学校長 → 出場学校長

中発第 号
令和 年 月 日

中学校
校長 様

中学校
校長 印

京都府中学校総合体育大会監督承諾書

令和 年 月 日付け、 中発第 号で依頼のありました、標記大会の監督依頼について、承諾いたします。

(様式7) 監督依頼を受けた本人 → 出場学校長

中学校
校長 様

京都府中学校総合体育大会監督承諾書

令和 年 月 日付け、 中発第 号により依頼のありました、
標記大会の監督依頼について、承諾いたします。

記

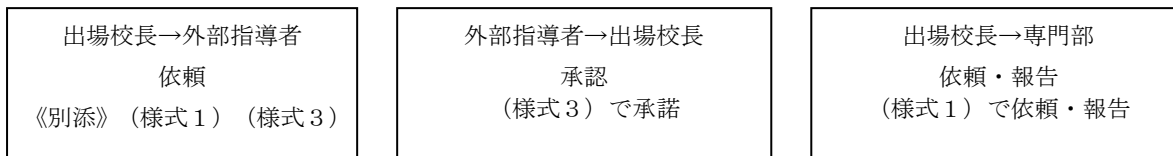
令和 年 月 日

氏名 _____ 印

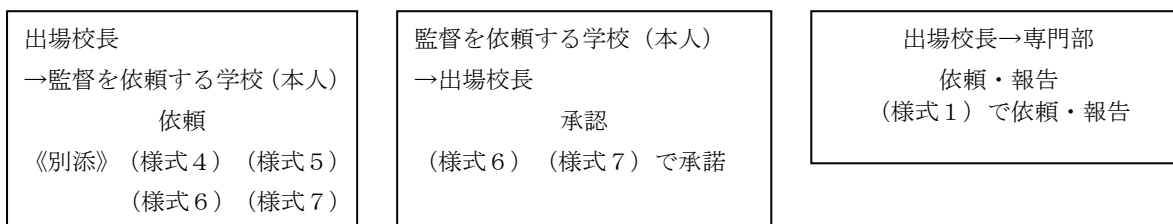
(参 考)

校長と引率外部指導者との契約について

1 引率外部指導者との契約の流れ



2 監督との契約の流れ



3 契約内容(様式2・様式3、その他では、以下の事項を確認しておくこと)

- (1) 引率外部指導者の傷害保険について
費用、手続きの実行者(原則として個人負担、個人で手続き)
- (2) 引率外部指導者の旅費について
交通費、宿泊費、日当負担者(原則として個人負担)
- (3) 引率外部指導者の事故責任
引率外部指導者の故意・過失により事故が発生した場合、法的責任を免れないことを確認する。
(訴訟の場合、契約書が責任の所在を明らかにする。)

4 事故責任、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付について

- (1) 引率者特例を適用した場合の、事故責任について
 - ア 事故が起こった場合、校長は法的責任を免れない。
校長が国家賠償法に基づき法的責任を負う。
 - イ 引率外部指導者の故意・過失により事故が起こった場合は、校長・引率外部指導者共に法的責任を負う。
 - (ア) 校長
国家賠償法に基づき法的責任を負う。
 - (イ) 引率外部指導者
 - a 公立学校教員以外の引率外部指導者
国家賠償法又は民法により損害賠償責任を負う。
 - b 他校公立学校教員
国家賠償法に基づき法的責任を負う。
- (2) 生徒に適用される独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付範囲は以下のとおりである。

学校における部の設置	出場校教員が引率の場合	他校教員が引率の場合	引率外部指導者が引率の場合
有	給付される	給付される	給付される
無	給付される	給付される	給付されないので 任意の保険に加入が必要